

## ○岡山理科大学安全保障輸出管理規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 岡山理科大学安全保障輸出管理規程（以下、「本規程」という。）は、岡山理科大学（以下、「本大学」という。）において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下、「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2) 技術 貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報をいう。この情報は、技術データ又は技術支援の形態により提供される。（外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4 貿局第492号）において定義）
- (3) 居住者 本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否にかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。（外国為替及び外国貿易法第6条第5項において定義）
- (4) 非居住者 居住者以外の自然人及び法人をいう。（外国為替及び外国貿易法第6条第6項において定義）
- (5) 特定類型該当者 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4 貿局第492号）1（3）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。
- (6) 外国人等 外国人、非居住者、特定類型該当（予定）者をいう。
- (7) 教職員等 本大学において教育、研究を行う専任教員、客員教授、研究員及び事務職員をいう。
- (8) 学生等 本大学の大学院生、研究生、特別研究生、獣医学部獣医学科5年生及び6年生をいう。

- (9) 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (10) 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること（自ら携行品として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- (11) 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (12) リスト規制技術 外国為替令（昭和55年政令第260号）（以下、「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- (13) リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）（以下、「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- (14) キャッチオール規制 外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (15) 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (16) 需要者等 技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者、貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。「相手先」ともいう。
- (17) 取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者等を確認し、本学として当該取引を行うかを判断することをいう。
- (18) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (19) 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (20) 大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (21) 通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- (22) 規制取引 リスト規制及びキャッチオール規制に関する取引をいう。
- (23) 懸念取引 武器禁輸国、懸念国及び外国ユーザーリストに掲載されている組織に関係する取引をいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、本大学が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

## 第2章 基本方針

(基本方針)

第4条 本大学の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供及び貨物の輸出は行わない。
- (2) 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

(教職員等の義務)

第5条 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、外為法等及び本規程の定めを遵守し、所定の手続きを行わなければならない。

- 2 教職員等は、教育・研究指導を行う学生等が技術の提供又は貨物の輸出を行なう場合も、前項と同様とする。
- 3 教職員等（事務職員を除く）は、自身の研究について該非判定を実施して研究者の該非判定チェック票（様式1号）を作成し、研究・社会連携部へ提出しなければならない。

## 第3章 組織

(最高責任者)

第6条 本大学の輸出管理における最高責任者は、学長とする。

- 2 最高責任者は、次の業務を行う。
  - (1) 外為法等又は本規程に違反する事実を発生させないための防止策の策定に関すること。
  - (2) 外為法等又は本規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策の策定に関すること。
  - (3) 輸出管理における重要事項に関する最終的な決定に関すること。

(輸出管理統括責任者)

第7条 最高責任者は、輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者（以下、「統括責任

者」という。)を置き、最高責任者が指名する副学長1名をもって充てる。

2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、次の業務を行う。

- (1) 本大学における輸出管理に関する業務の統括及び全学への指示、連絡、要請等に関すること。
- (2) 特定類型該当者の把握、該非判定及び取引審査の最終的な承認に関すること。
- (3) 輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、指導、教育に関すること。
- (4) その他、本規程に定められた輸出管理に関すること。

(輸出管理責任者)

第8条 統括責任者の下に、輸出管理責任者(以下、「管理責任者」という。)を置き、研究・社会連携部長をもってその任に充てる。

2 管理責任者は統括責任者を補佐し、「事前確認シート【技術・情報の提供/物品の輸出用】(様式2号)」及び「事前確認シート【外国人等(学生・研究者・訪問者等)受入用】(様式3号)」(以下、「事前確認シート」という。)の確認、相談窓口のほか、本規程に定められた業務を行う。

(輸出管理統括部署)

第9条 本大学に輸出管理統括部署(以下、「統括部署」という。)を置き、研究・社会連携部とする。

2 統括部署は、次の業務を行う。

- (1) 輸出管理に関する方針及び手続の事務に関すること。
- (2) 教職員等に対する研修・啓発活動に関すること。
- (3) 監査に関すること。
- (4) その他輸出管理の事務に関すること。

(輸出管理委員会)

第10条 本大学の輸出管理に関する重要事項を審議するため、輸出管理委員会(以下、「委員会」という。)を置く。委員会の運営については、別に定める。

#### 第4章 技術の提供又は貨物の輸出に係る手続

(事前確認)

第11条 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等及び学生等は、事前確認シート(様式2号)に基づき、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定(公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術)の適用判定等について確認し、取引審査の手続の要否について、管理責任者の事前確認を受けな

なければならない。ただし、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、事前確認シート（様式2号）の作成提出を省略することができる。

2 前項の事前確認により、取引審査の手続が必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合には、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、第12条、第13条、第14条及び第15条に定めた手続を行わなければならない。

3 本条第1項により取引審査の手続が不要と判断された場合には、当該取引を行うことができる。

（該非判定）

第12条 取引審査の手続が必要とされた場合、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かについて該非判定を行い、「該非判定票（様式4号）」を作成しなければならない。

2 該非判定は、次の各号のいずれかを行う。

(1) 本大学で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを該非判定する。

(2) 本大学外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、入手先からの該非判定書等を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定書等を入手しなくても本大学として前号の手続により該非判定できる場合には、入手先から該非判定書等の入手を省略しても良い。

（用途確認）

第13条 取引審査の手続が必要とされた場合、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかについて、「キャッチオール規制チェックシート（様式5号）」を作成して確認しなければならない。

（需要者等確認）

第14条 取引審査の手続が必要とされた場合、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、当該技術又は貨物の需要者等について、次の各号に該当するか否かを、「キャッチオール規制チェックシート（様式5号）」を作成して確認しなければならない。

(1) 提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。

(2) 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。

(3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う、又は行ったことが入手した資料等に記載されている、又はその情報がある。

(4) 軍若しくは軍関係機関、又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者である。

(取引審査)

第15条 取引審査の手続が必要とされた場合、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から、「審査票（技術の提供・貨物の輸出用）（様式6号）」を作成し、第12条、第13条及び第14条に基づき作成した書類を添付し、統括責任者に提出しなければならない。

2 統括責任者は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等から提出された書類により規制取引の該否を含め、安全保障輸出管理上の懸念取引か否かを確認し、取引の可否について、明らかに懸念取引にあたらぬと判断した場合以外は、委員会に諮らなければならない。

3 前項により、委員会において明らかに規制取引にあたらぬと承認された場合には、当該取引を行うことができる。

(許可申請)

第16条 委員会の審議により、外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、統括部署と連携して許可申請に必要な書類を作成し、統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

3 外為法等に基づく許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出については、統括責任者が、経済産業大臣の許可を得ていることの確認を行わない限り、当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第17条 技術の提供を行おうとする教職員等及び学生等は、技術を提供する前に、第11条及び第15条の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。

2 前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

第18条 貨物の輸出を行おうとする教職員等は、貨物を輸出する前に、第11条及び第15条

の手續が行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。

- 2 前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 3 通関時に事故が発生した場合は、申請者は直ちに当該輸出手続を取り止めて管理責任者に報告しなければならない。管理責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じるものとする。

#### 第5章 外国人等（学生・研究者・訪問者等）受入に係る手續（事前確認）

第19条 外国人等（学生・研究者・訪問者等）を受入れる教職員等は、事前確認シート（様式3号）に基づき、受入れ予定の外国人等（学生・研究者・訪問者等）に関する情報について確認し、取引審査の手續の要否について、管理責任者の事前確認を受けなければならない。また、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、事前確認シート（様式3号）の作成提出を省略することができる。

- 2 前項により、取引審査の手續が必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合には、外国人等（学生・研究者・訪問者等）を受入れようとする教職員等は、第20条、第21条、第22条及び第23条に定めた手續を行わなければならない。
- 3 本条第1項の事前確認により取引審査の手續が不要と判断された場合には、外国人等（学生・研究者・訪問者等）の受入れを行うことができる。

（該非判定）

第20条 外国人等（学生・研究者・訪問者等）を受入れる教職員等は、取引審査の手續が必要とされた場合、外国人等（学生・研究者・訪問者等）に提供する可能性のある技術がリスト規制技術に該当するかについて、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいて該非判定を行い、「該非判定票（様式4号）」を作成しなければならない。

（用途確認）

第21条 外国人等（学生・研究者・訪問者等）を受入れる教職員等は、取引審査の手續が必要とされた場合、外国人等（学生・研究者・訪問者等）に提供する可能性のある技術の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれにつき、「キャッチオール規制チェックシート（様式5号）」を作成して確認しなければならない。

（需要者確認）

第22条 外国人等（学生・研究者・訪問者等）を受入れる教職員等は、取引審査の手續が

必要とされた場合、技術を提供する外国人等（学生・研究者・訪問者等）について、次の項目に該当するか否かを、「キャッチオール規制チェックシート（様式5号）」を作成して確認しなければならない。

- (1) 受入れ予定者及びその関係者の身元に不審な点がある。
- (2) 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている機関に所属している。
- (3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う、又は行ったことが入手した資料等に記載されている、又はその情報がある。
- (4) 軍若しくは軍関係機関、又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者である。

（取引審査）

第23条 外国人等（学生・研究者・訪問者等）を受入れる教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から、「審査票（外国人等（学生・研究者・訪問者等）受入用）（様式7号）」を作成し、第20条、第21条及び第22条に基づき作成した書類を添付し、統括責任者に提出しなければならない。

2 統括責任者は、外国人等（学生・研究者・訪問者等）を受入れようとする教職員等から提出された書類により、規制取引の該否を含め、懸念取引か否かを確認し、外国人等（学生・研究者・訪問者等）受入れの可否について、明らかに規制取引にあたらないと判断した場合以外には、委員会に諮らなければならない。

3 前項により、委員会において規制取引に明らかに該当しないと承認された場合には、当該取引を行うことができる。

（許可申請）

第24条 委員会の審議により、外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、外国人等（学生・研究者・訪問者等）を受入れようとする教職員等は、統括部署と連携して許可申請に必要な書類を作成し、統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

3 外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない外国人等（学生・研究者・訪問者等）受入れについては、統括責任者が、経済産業大臣の許可を得ていることの確認を行わない限り、外国人（研究者・留学生・見学者等）受入れを行ってはならない。

（受入れ承認後の手続き）

第25条 受入れが認められた外国人等（学生・研究者・訪問者等）を受入れる教職員等



は、当該外国人等より速やかに誓約書（様式8号、様式9号）を入手し、統括責任者に提出しなければならない。

（受入れ後の管理）

第26条 外国人等（学生・研究者・訪問者等）を受入れた教職員等は、受入れた外国人等（学生・研究者・訪問者等）に提供する技術につき、取引審査に用いた書類に記載の内容に変更が生じた場合は、その都度、受入れ時に行った手続きを実施しなければならない。

2 受入れた教職員は、前項の外国人等（学生・研究者・訪問者等）の受入れ終了時までに、当該外国人等より速やかに誓約書（様式10号）を入手し、統括責任者に提出しなければならない。

## 第6章 文書管理

（文書管理又は記録媒体の保管）

第27条 管理責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術を提供した日、貨物を輸出した日、又は外国人等（学生・研究者・訪問者等）を受入れた日から起算して、少なくとも7年間は保管しなければならない。

## 第7章 監査、調査および指導

（監査）

第28条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、本大学の輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うものとする。

（調査）

第29条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、リスト規制技術の保有状況について調査を必要に応じて行うものとする。

（指導）

第30条 統括責任者は、最新の外為法等の周知、その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

## 第8章 教育

（教育）

第31条 統括責任者は、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し計画的に教育を行うものとする。

## 第9章 報告

### (報告)

第32条 外為法等又は本規程に違反する、又は違反のおそれがある事実を知った者は、その旨を管理責任者に速やかに通報しなければならない。

2 管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3 統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき、又は違反したおそれのあることが判明したときには、最高責任者に報告しなければならない。また、関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

## 第10章 懲戒

### (懲戒)

第33条 故意又は重大な過失により、外為法等及び本規程に違反した場合には、就業規則に基づき、懲戒処分の対象とする。

## 第11章 雑則

### (事務)

第34条 輸出管理に関する事務は、輸出管理統括部署において行う。

### (雑則)

第35条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、別途細則等を定める。

### (改廃)

第36条 本規程の改廃は、委員会及び大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

### 附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

### 附 則 (令和6年10月23日 第7回大学協議会)

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。